

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人オアシス倶楽部（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 役員等は、非常勤とする。
- (3) 報酬等とは、報酬、退職金、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次の通り報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第4条 報酬等（退職金以外）の額は、下表のとおりとする。

理事、監事、評議員	
理事会の出席（1回につき）	4,000円
監事監査への出席（1回につき）	4,000円
監査の立ち会い（1回につき）	4,000円
評議員会の出席（1回につき）	4,000円
上記の他、法人、施設業務のための出勤	4時間程度 4000円 8時間程度 8000円

(報酬等の支払い方法)

第5条 役員及び評議員に対する報酬は、理事会又評議員会への出席など業務に当たった日の直近の給与締め後の給与支給日に、本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(退職金の支給対象)

第6条 理事長が退任した場合には、退職金を支給する。理事長が職員を兼務している場合は当規定により支給しない。

(退職金の額)

第7条 前条における退職金は、支給対象者が理事長を歴任した年数ごとに、次の計算式

により算出して得た額とする。

15000円×在任年数（端数は切り捨てる）

（費用）

第8条 役員等が、出張する場合は、日当以外は、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。

2 交通費は、役員等の居住地から計算する。

3 日当は報酬に包括するので支給しない。

4 宿泊料は、旅費規程の「管理職」に準じる。

（公表）

第9条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補足）

第10条 この規定に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年6月13日から施行する。